

議員提出第2号議案

足立区議会事務局条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第13条第1項の規定により提出する。

平成30年3月27日

提出者

足立区議会議員	新	井	ひ	で	お
同	岡	安	た	か	し
同	工	藤	哲	也	
同	ぬ	か	が	和	子
同	古	性	重	則	
同	小	泉	ひ	ろ	し
同	た	が	た	直	昭
同	く	ぼ	た	美	幸
同	お	ぐ	ら	修	平
同	は	た	の	昭	彦
同	た	だ	太	郎	
同	長	澤	興	祐	

足立区議会議長 かねだ 正 様

(提案理由)

行政系人事制度の見直しに伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提出する。

足立区議会事務局条例の一部を改正する条例

足立区議会事務局条例（昭和49年足立区条例第17号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「特定の事務」を「専門的な事務等」に改める。

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。